

2024年度・大分市議会第1回定例会・総括質問(案)

1 防災対策

(1) 能登半島地震について

1月1日、能登半島を震度7の地震が発生しました。能登半島地震で亡くなられた方々への哀悼の意を表し、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

被災地支援に駆けつけ、給水活動、避難所支援、被災者の健康管理などに従事されている大分市職員にも敬意を表します。

日本共産党も2月22日、石川県羽咋(はくい)市に、能登半島地震被災者共同支援センターを開設し、被災者が能登で生きていく希望が持てるよう、本格的な支援活動を始めています。

能登半島地震の惨状は報道でしか知りえませんが、避難所の改善、電気・ガス・水道、通信などライフラインの復旧、家屋の倒壊・損壊は石川県だけでも7万5,000棟といわれ、地震・液状化による土地の隆起・陥没、道路の寸断。農林水産業などなりわいへの甚大な影響、災害ゴミの処理、仮設住宅の建設、みなし仮設の確保、医療・介護の継続支援、高齢者・障害者の広域2次避難所の確保など緊急課題は山積みです。本市においても南海トラフ地震の発生確率は、今後30年に70%といわれています。●そこで質問します。

今回の能登半島地震から、今後本市の防災対策に生かしていくべき教訓について見解を伺います。

(2) 地域防災計画の抜本見直しを

松村防災担当大臣は、今春に予定していた南海トラフ巨大地震対策の基本計画改定延期の見通しを示しました。現行計画は2014年に策定されたものです。能登半島地震では被害想定のがさが指摘されています。

●そこで質問します。本市としても、能登半島地震の被害実態を検証し、地域防災計画の抜本的な見直しをおこなうべきと考えます。見解を求めます。

(3) 生活再建支援金制度について

今回の能登半島地震による住宅被害は甚大です。2007年の被災者生活再建支援法の改正で最大300万円とされましたが、対象は全壊のみでした。今回の能登半島地震の被害地域では、家屋半壊までの高齢者世帯には、600万

への拡大が示されていますが、一部損壊は支援対象になっていません。これでは住宅再建はできません。

昨年12月の建設資材物価指数データでは、建設資材が支援法改正時に比べ151%値上がりしており、上限額の現状維持では不十分です。

●そこで質問します。現行の生活再建支援金制度は、支援対象を一部損壊まで拡大し、600万円以上の大幅な引き上げを政府に求めていくべきです。見解を求めます。

(4) 原発問題

1月1日に起きた能登半島地震と津波は、世界有数の地震・津波国日本で、原子力発電所がいかに危険かをあらためて示しました。

能登半島地震では、石川県の志賀原発、新潟県の柏原刈羽原発で、使用済み核燃料プールから水がこぼれたり、外部電源が一部使えなくなったりなど、さまざまな深刻なトラブルが発生しました。

原発事故が発生した場合の避難計画にも問題があります。計画では輪島市や穴水町、志賀町などから最大15万人の避難を想定しています。内閣府はその方法を、「基本は自家用車や支援者の車で」と言っていたましたが、道路が寸断された状況を見れば、とても現実的とは思えません。また21の放射線防護施設の内、6施設で破損・異常が起きたことも報告されています。●そこで質問します。①地震によって重大なトラブルが発生した志賀原発、柏原刈羽原発、また大分市の隣接する伊方原発は中央構造線断層帯の真横です。地震の際は、過酷事故も想定され、能登半島地震の現状みても避難経路の確保は困難と考えます。廃炉にすべきと考えます。

②東京電力福島第1原発の危険な事故もなお続いており、今も数万人が避難を余儀なくされ、事故収束の見通しは立っていません。汚染水が漏れ出だすトラブルも起こっています、原発の新增設はもちろん、危険な老朽原発の再稼働は断念させ、原発ゼロのエネルギー政策を求めていくべきです。以上2点について、政府・関係機関に強く要請することを求めます。見解を求めます。

2 平和と安全

(1) 立憲主義について

この間、自公政権は、歴代自民政権が「平和国家」の「理念」としてきたものを、ことごとく投げ捨て続けています。集団的自衛権行使容認と安保法制の強行、敵基地攻撃能力の保有、5年間で43兆円の大軍拡、殺傷武器の輸出解禁などは、どれも歴代自民政権が、憲法9条のもとでは許されないとして

きたものであり、その一つひとつが、立憲主義と民主主義を根底から破壊する暴挙です。

「安保3文書」から1年が経過しましたが、「戦争する国づくり」の危険性があらわになっています。「敵基地攻撃能力保有」の最大の目的の一つは、米軍が主導する『統合防空ミサイル防衛』（IAMD）への自衛隊の参加」にあります。

バイデン政権は、先制攻撃を柱としたIAMD構想について、「同盟国・パートナー国との緊密な協力」と「相互運用可能」であることとしており、自衛隊を米軍のミサイル戦略に組み込むことは明らかです。

自衛隊に「常設統合作戦司令部」が新設されますが、これは、米軍のインド太平洋軍司令部との調整機能を強化するためだと、防衛省も認めています。

これは、陸海空の3自衛隊を統合したうえで、丸ごと米軍の指揮下に組み込もうというものです。軍事力、情報収集力ともに圧倒的な力を持ち、先制攻撃を戦略とする米軍の指揮下に統合され、そのもとで米軍が先制攻撃に着手すれば、自衛隊も自動的に敵基地攻撃を開始することになることは一火を見るよりも明らかです。

政府は、「専守防衛に徹して、軍事大国にならない」「自分の国は自分で守る」といっていますが、これまでの動きをみれば、まったくの違うものであることは明白です。●そこで質問します。立憲主義・民主主義を破壊し、憲法違反の「戦争する国づくり」の危険な実態は隠せません。本市としても憲法9条守れの声をあげていくべきです。見解を求めます。

（2）基地強靱化について

全国で進められている自衛隊基地の強靱化は、相手国から反撃を受けたもとでも戦争を継続するためであり、まさに、日本が焦土と化すことへの備えにほかなりません。全国各地で、長射程ミサイル配備をはじめとする基地強化、欠陥機オプレイの配備、民間の空港・港湾の軍事利用、米軍と一体の危険な訓練などに、住民の不安と怒り、反対するたたかいが広がっています。

県内でも、湯布院駐屯地は、ミサイル連隊新設、南西防衛拠点として「特科団」に格上げされました。陸上自衛隊大分分屯地は弾薬庫2棟の建設計画に加え、7棟のさらなる増設計画が明らかになりました。市民不在の計画に怒りを持って抗議するものです。

有事における危険を回避し、市民の生命・財産を守る方策として、ジュネーブ条約の第一追加議定書第58条は、軍民分離の原則から、人口密集地やその周辺に攻撃目標となる施設などを置かない措置など、各国政府に対し自国民を保護する最大限の努力をすることを求めています。日本は同議定書を批准して

おり、その発効により、政府はその順守義務を負っています。●そこで質問します。市民の平和と安全を脅かす、湯布院駐屯地の防衛拠点としての格上げや、ジュネーブ条約違反の大分分屯地への長射程ミサイル保管庫の増設計画中止を求めていくべきです。見解を求めます。

3 予算について

(1) 国の新年度予算編成について

3月2日、自民党派閥の裏金事件をめぐり、国民の批判が巻き起こるなか、政府は、異例の土曜審議までおこなって、2024年度予算案を、衆議院を通過させました。

予算案の最大の特徴は、最大規模となる軍事費です。軍事費は約8兆円です。岸田政権は、わずか2年で、軍事費を1.5倍、2.5兆円も増やそうとしています。その中身も、極超音速誘導弾をはじめ長射程ミサイルの開発・量産、イージス・システム搭載艦の新たな製造、自衛隊基地の強靱化など、「敵基地攻撃」態勢をつくるための軍備大増強です。契約ベースでは12兆円に迫りながら、大軍拡を推進するための「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」の初会合では、さらなる軍拡のための「国民負担」に言及しています。

第2の大問題は、企業・団体献金を背景に、大企業への減税や補助金は大盤振る舞いになっている点です。

大軍拡や大企業優遇によって、暮らしの予算は削られ、拡充は極めて困難となります。異次元の少子化対策を公言していましたが、その財源は、公的医療保険料に、子ども・子育て支援金として1人当たり月平均500円を見込んでいることも問題となっています。「実質的な負担は生じない」とはまったくのまやかしです。

先般開催された大分県後期高齢者広域連合議会では、給付費の増加と、この支援金の導入を見越し、年間1人あたり14,657円の新たな負担増が示されました。これでは暮らしの希望は押しつぶされてしまいます。●そこで質問します。「アメリカいいなり」の大軍拡・大企業優遇は、見直し国民が治めた税金は、今後の自然災害に備えてた防災対策費、年金・医療・介護などの社会保障費、教育や子育て支援など国民の暮らし最優先に充当するように求めていくべきです。見解を求めます。

(2) 大分市の新年度予算編成について

令和6年度大分市一般会計当初予算(案)は、2,118億5000万円です。対前年度比2.0%の減となっています。

子ども医療費無料化の拡大、中学校給食無償化事業や返還免除型奨学資金事業、物価高騰対策関連事業など評価できる施策も含まれています。

予算案では、企業立地促進助成金は見直しの提案がされていますが、多額の内部留保を保有する大企業へ助成金はキッパリ廃止し、その財源で、長寿応援バス代の拡充や、有料指定ゴミ袋代の値下などの負担軽減にまわせば、物価高騰に苦しむ市民の暮らし・福祉の支えになると考えます。

市民生活最優先の予算の組み替えについて、見解を求めます。

(2) 事業見直しの検証を

令和6年度の事業見直しは32事業、効果額は7億3000万円となっていますが、高齢者の長寿を祝福し、祝い金・祝い品を贈呈する長寿祝福事業費を削減するのは、あまりに冷たい市政ではないですか。高齢者自身や家族への長寿を祝う事業は存続させるべきと考えます。見解を求めます。

4 暮らしと経済

(1) 税財政改革について

昨年12月に決定された「自民党税制改正大綱」では、過去40年間の法人税率の連続的な引き下げによって、「企業経営者が……投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された」、しかし、「賃金や国内投資は低迷」し、一方で「企業の内部留保は名目GDPに匹敵する水準にまで増加」し、「企業が抱える現預金等も300兆円を超える」と述べ、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかった」と、政策の失敗を自ら指摘した記述をしています。それにもかかわらず、大企業の減税はそのままに、迷走を続けています。

この30年間で、大企業への減税は7回、消費税の増税は3回に及びます。消費税の導入以来の税収は累計で539兆円、同じ時期、法人税と所得税の減収は613兆円、消費税で社会保障がよくなることは全くなく、法人税・所得税の減収分の穴埋めにされただけでした。消費税増税は、家計消費を冷えこませ、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫し、景気を悪化させ続けています。まさに「失われた30年」の大きな原因の一つとなっていることは明らかです。

そもそも税財政の目的は、格差是正、応分の負担、暮らし最優先が大原則です。●そこで質問します。法人税を段階的に引き上げ、大企業と富裕層に応分の負担を求めること。それと一体に消費税増税路線を見直し、消費税減税、インボイスの中止を求めていくべきです。見解を求めます。

(2) 労働環境について

物価高騰を上回る賃上げは、切実な要求であり緊急の課題です。実質賃金は、前年比2・5%減となり、2年連続のマイナスです。物価高に賃金の伸びが追いつかない状態が続いています。働く人の賃上げが求められています。

一部の大企業に巨額の内部留保がたまり続ける経済のゆがみは、政府も否定できず、内部留保を賃金に回す必要性は岸田政権も認めています。「政治の責任」すべての労働者の賃上げを行うべきです。●そこで質問します。

①最低賃金時給1500円に引き上げ、地域格差をなくす全国一律の最低賃金制度の確立を求めいくべきです。

②社会保険料の企業負担分の軽減によって、中小企業を支援し、これを原資として賃上げを後押しすべきです。

③人手不足が深刻な介護・障害者福祉分野の賃上げも急務です。ケアワーカーの賃上げが2,5%ではこの2年の物価高騰にも追いつきません。診療報酬・介護報酬、障害者福祉の基本報酬改定で、抜本的な賃上げを求めるべきです。以上3点について、政府に強く要求することを求めます。見解を伺います。

(2) 非正規職員について

先進国のなかでも日本の非正規雇用環境は劣悪です。日本の非正規労働はこの20年で約1・5倍、650万人も増加し2101万人に達しています。賃金は正規雇用の67%にとどまり、年収200万円以下のワーキングプア（働く貧困層）を形成しています。

非正規雇用の増加が低賃金構造を拡大し、日本を「賃金の上がらない国」にし、経済の長期停滞の大きな原因になっています。また非正規雇用の7割が女性であり、男女賃金格差の大きな要因になっており、ジェンダー平等を阻害しています。

新自由主義が台頭するもとの公共の役割と責任が縮小・放棄され、業務の民間委託と公務員の大幅削減がすすめられました。しかし行政にたいする国民や住民のニーズが減少したわけではなく、正規公務員を削減する代わりに非正規公務員の増員が行われています。その結果、現在、公務員全体の約3割が非正規公務員となっています。しかし非正規公務員は、無期転換ルールや雇い止め法理の適用もなく、多くの人々が「官製ワーキングプア」と言われる低賃金で働いており、その大半は女性です。国や自治体こそが、ワーキングプアと雇用形

態をつうじた女性差別を拡大してきたのです。このことを深く反省し、国、自治体が率先して非正規雇用の待遇改善をすすめることが求められています。

●そこで質問します。会計年度任用職員の無期雇用への転換をすすめ、任用回数を制限する「公募ルール」を廃止すること強く要望し、以下2点について質問します。①各種手当・休暇等は、正規職員と同等の基準に改善を図ること。②ジェンダー平等の立場から、公務労働から男女の賃金格差是正に取り組むこと。以上4点について見解を求めます。

5 社会保障

(1) 介護保険制度について

岸田政権は、高齢者の医療費負担増や介護保険制度の大改悪という、社会保障の大幅削減に踏み出そうとしています。

介護保険による介護サービスを要介護3以上の重度者に限定する、利用料を原則1割から2割負担へ値上げする、ケアプラン作成を有料化するなど、今後2～3年で行う計画の具体化が検討されています。現在、要支援・要介護と認定されている約690万人のうち、要介護3以上は約240万人、35%です。残る65%が介護保険のサービスから排除されることになれば、介護保険料を徴収しながら、保険による介護サービスを大多数に提供しないこととなります。これでは、国家的な保険詐欺というほかありません。

これは高齢者だけの問題ではありません。高齢者介護はいよいよ家族の自己責任となり、今でも年間10万人にのぼる現役世代の「介護離職」が加速し、「ヤングケアラー」と呼ばれる、子ども・若者世代の介護負担と、学業や進路に及ぼす悪影響の問題をさらに広げてしまいます。

今回の改定では、「身体介護」「生活援助」の訪問介護報酬の引き下げが打ち出されました。事業者・家族・関係者からは「ヘルパーの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことになる」「在宅介護の終わりの始まり」「介護保険崩壊の第一歩」と怒りの声があがり、報酬引き下げ撤回を求めています。

また大分市の介護保険第9期改定では、大分市の第一号被保険者介護保険料は、基準月額が8期改定から653円引き上げられ、6,852円とする負担増の改正案が提示されています。物価高騰の中、年金が実質引き下げられ、後期高齢者医療費の引き上げも行われるなか、これ以上の負担増は、いまでさえ厳しい暮らしに追い打ちをかけます。抜本的解決策は、公費負担の増額以外ありません。●そこで質問します。そもそも国庫負担割合を減らしたことに、介護保険制度の根本的な矛盾があります。制度改悪を止めるとともに、国庫負担割合の抜本的引き上げを強く求めていくべきです。見解を求めます。

(2) マイナ保険証について

国は現行の健康保険証を 2024 年 12 月に廃止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する方針を発表しました。マイナンバーカードは番号法第 17 条第 1 項等で、本人の申請により交付するとされ、取得は任意のはずですが、マイナンバーカードと健康保険証が一体化で、事実上義務化されることとなります。取得したくない人に取得を強制することは、個人の尊厳・個人の意思尊重を保証する憲法第 13 条にも違反すると言わざるを得ません。

また全国保険医団体連合会の会員アンケートでは、健康保険証の廃止について、「保険証は残すべき」「延期すべき」が合わせて 9 割超に上っています。

危惧されるのは、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行しなければ、保険診療が受けられないこと。またマイナンバーカードには保険証番号などの認識がないため保険証が廃止されれば、自分の保険の名称や番号が分からなくなるなど、大規模なシステム障害や災害時の停電などでオンラインが機能しなくなるなど、多くの問題が指摘されています。

今後、さらなる情報が紐づけされれば、私たちの個人情報や行動履歴情報が把握されることになり、「監視社会化」の危険性をもたらし、プライバシー保護の観点からも大問題です。●そこで質問します。健康保険証で安心して受診できる国民皆保険制度を守るために、国に対し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をしないよう強く求めていくべきです。見解を求めます。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

今月 5 日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の公費負担を 4 月以降全廃することを発表しました。通常の医療体制に移行し、治療薬は医療費の窓口負担割合に応じて、1 割から 3 割の負担が求められます。入院費補助も 3 月末で終了します。昨年 5 月に季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行し、支援規模を縮小してきました。4 月から支援打ち切りになれば、薬価が約 5 万 2 0 0 0 円にもなる新型コロナの飲み薬「ゾコーバ」を使う場合、3 割負担の患者では 1 回の治療当たり 1 万 5 0 0 0 円の支払いが求められます。ワクチンの無料接種も今年度末で終了し、来年度からは主に 65 歳以上を対象とする定期接種となります。新型コロナウイルスは季節性インフルエンザよりも感染力が強く、昨年の 5 類移行後も多くの医療機関・介護施設でクラスターが発生しており、特性を踏まえた慎重な判断が必要です。今回の公費負担全廃方針は、患者の負担増を強いることとなります。新たな変異株による感染拡大を懸念する声もあります。新型コロナウイルス感染症への備えが求められています。●そこで質問します。今後の対応について見解を求めます。

6 環境問題

(1) 地球温暖化防止対策

国連のグテーレス事務総長は昨年7月、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べ、異常気象が「新たな日常」になりつつあると指摘し、同時に「私たちはまだ最悪の事態を食い止めることができる」と各国に具体的行動を呼びかけました。

昨年12月13日までドバイで行われたCOP28では、「この10年で、化石燃料からの脱却を加速する」という合意文書になったことははじめてであり、一歩前進です。国際社会は確実に前進しています。石炭火力発電からの撤退さえ言及しない日本政府は、世界の動きから取り残され、多くの国ぐにや市民から批判の的となっています。

昨年の2月から今年1月の1年の平均気温が最高となり産業革命前の1.5度は上回ったことを、欧州連合(EU)の気象情報機関コペルニクス気候変動サービス(C3S)が2月8日に明らかにしました。また「温暖化ガス排出の急速な削減が、世界的な気温上昇を食い止める唯一の方法」とし、デンマークの気候政策相は、「エネルギー生産、消費のやり方を数年以内に根本的に変えない限り、われわれは、大惨事に向かって進むことになる」と指摘しています。

気候危機打開は、エネルギーと食料の自給率向上、国民の命を守る上でも、地球規模での責任を果たすうえでも避けて通ることができない課題となっています。

本市は、地球温暖化対策を喫緊の重要課題と捉え、大分市地球温暖化対策実行計画を本年9月に前倒して改定し、改めて2030年度の本市の温室効果ガス削減目標を設定するとともに、より実効性のある施策を本計画に盛り込んでいくとしています。

2019年度の大分県内のCO₂排出の内、大分市の排出率は約8割りです。

大分市排出率の約8割を鉄鋼・電力・石油関連事業所などの産業部門が占めており、この抜本的な対策が求められています。

●そこで質問します。CO₂を大量に排出する大規模事業者の脱炭素化は、CO₂削減目標、計画、再エネ・省エネ計画を策定するうえで決定的に重要です。

大分市地球温暖化対策実行計画の9月改定に向けた議論の到達点について、見解を求めます。

7 農林水産業の振興

先進諸国で最低の食料自給率、崩壊の危機が広がる農業と農村—この危機をどう打開するのかが問われるなか、政府は食料・農業・農村基本法改定案と関連法案を閣議決定し、国会に提出しました(2月27日)。1999年の法制

定以来、改定は初めてです。最大の問題は、38%（カロリーベース）に落ち込んだ食料自給率の回復・向上を国政の課題から投げ捨てていることです。改定案は、現行基本法で唯一目標として掲げ、「向上を図る」としてきた食料自給率を、いくつかの指標の一つに格下げしました。

それと合わせて、輸入途絶など不測の事態に際し、コメ・ムギの増産や、作付け転換で花農家にイモを作らせることなどを罰則付きで強制できる“戦時食糧法”（食料供給困難事態対策法案）を提出していることも重大です。

そればかりか、輸入については食料安全保障の名の下で「安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」と位置づけをいっそう強化しました。価格・所得補償の拡充など政治の責任で苦境にある農業経営を支える姿勢は一切みられません

改定案は、大規模経営への支援の集中、先端的な技術の活用、輸出拡大などを掲げています。一部の農外企業の利益拡大のチャンスにはなっても、農業の持続的な発展や農村社会の振興とはあいれず、農業による環境負荷の低減も困難になることは明らかです。

食や農の危機の根本にあるのは、歯止めなき輸入自由化と、価格保障・所得補償の削減・廃止など市場まかせの農政です。これでは農業経営が成り立たず担い手が激減するのは必至です。国民の命の安全にかかせない農林水産予算は縮小の一途です。農政の抜本的転換が不可欠です。●そこで質問します。「農業を守る」「食料の安全保障」というのなら、「新基本法」制定にあたり、食料自給率目標定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすることを求めること。また輸入自由化を中止し、価格保障や所得補償など農業への支援の抜本的強化を、政府に求めていくべきです。

●本市においても担い手不足、耕作放棄地の拡大など問題は山積しています。持続的な家族農業推進のための本市の重点施策について、見解を求めます。

物価高騰は農家などの経営を圧迫しています。燃料費・肥料・飼料などへの支援の増額を政府に求めていくことを強く要望しておきます。

8 公共交通について

公共交通が危機に直面しています。地域の過疎化の進行や、地域社会の高齢化、人口減、気候危機問題など、交通を取り巻く社会経済情勢によって、これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止・減便が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、移動が大きく制限される「移動制約者」が増大しています。

無秩序な郊外型開発による都市のスプロール化、中心市街地の“空洞化”がすすみ、“買い物難民”を発生させるなど交通弱者の日常生活を困難にしています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大が、公共交通の危機を一層深刻にしました。住民の身近な足であるバス、タクシーは、乗客の激減で休廃業する事業者が続出しました。一部地域では、原則禁止のライドシェアの運行が始まっています。

交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由（第22条）、生存権（第25条）、幸福追求権（第13条）など関連する人権を集合した新しい人権です。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利が保障され、行使できる環境が整えられることが必要です。

本市においても、市民の交通・移動の足の確保に苦慮し、様々な対策を行っていますが、市民の要望に応えるためにはまだ道半ばです。一步でも前にすすめていくことが求められています。●そこで質問します。地域公共交通の衰退を止め、維持確保し改善することは、もはや、事業者任せにできません。国と県・本市が、財源の補助を含めて責任を持って、既存の交通事業者への手厚い支援こそ求められています。見解を求めます。

●市内JR駅の無人化の撤回をJR九州に重ねて強く要求し、利用者の安全性・利便性確保という事業者の社会的責任を果たすことを求めていくべきです。

以上2点について、見解を求めます。

9、教育行政について

(1) 教職員不足解消について

教員不足が大きな問題になっています。「地域でこれだけ足りないのは初めて」という悲鳴があがり、「担任が配置できない」「産休代替の先生が見つからない」などの事態が広がっています。“教員を学校に配置する”という最低限の教育条件整備が崩壊した重大な事態です。

教員からは「学校が回らなくなるのは時間の問題」「このままでは全国の学校が崩壊する」という強い危機感が表明されています。教職員の働き方改革はまったなしです。

2月15日、教育研究者有志が教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するよう求め、文部科学省に18万2226人分の署名を提出しました。「このままでは学校がもたない」として、制度の改正を求めました。

署名呼びかけ人の教育研究者からは、公立学校の教員に残業代を支給しない法律（給特法、1971年制定）の下、教員の残業時間は増え続けていると指摘。長時間労働が常態化した結果、病休者が増え、教員志望者が減る悪循環のなか、学級担任も確保できない「教員不足」が深刻化していること。また教員の授業の持ちコマ数自体が多く、授業の準備の時間もなく、現状では時間外労働なしでは学校はまわらないとして、学級編成と教員定数の標準を定めた義務

標準法（５８年制定）などを改正し、教員を増員することの必要性。不登校が過去最多となるなど「教員だけでなく児童・生徒も学校から離れ始めていると指摘。公共財としての学校の危機だ。学校を再生し、もう一度、楽しい場にしなさいといけない」と訴えています。●そこで質問します。①公立学校教員給与特別措置法を改正し、残業代を支払うこと。②義務教育標準法を改正し、教員を増員すること。これらを実現するために教育予算を大幅に増額することを政府に求めていくべきです。見解を求めます。

●また本市の教職員の働き方改革の現状と今後の課題について見解を求めます。

（２）少人数学級の推進

２０２１年、子ども一人ひとりを手厚くみる教育に——そんな国民の願いが、４０年ぶりの小学校全体の学級規模の縮小（３５人学級）を実現させました。

しかし３５人学級も２０人台が当たり前の欧米諸国と比べればまだまだ多すぎます。ましてや中学高校はいまだに４０人学級のままです。少人数学級を加速させることが求められています。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変えます。学級の雰囲気落ちつきと安心を広げます。インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらします。中学を早急に３０人学級にするとともに、将来は小中高すべてで２０人前後の学級となるよう、少人数学級を段階的に推進することが求められています。●そこで質問します。本格的少人数学級を推進すること。その教育的効果について見解を求めます。